



# 大阪手形交換所の歴史

1879年12月1日～2022年11月2日

一般社団法人 **大阪銀行協会**

***Osaka Bankers Association***

## 【はじめに】

1879年12月1日、大阪手形交換所の前身となる「大坂交換所」が東区大川町（現在の三井住友銀行大阪本店敷地内）に開設され、本邦で初めてとなる手形交換を開始しました。この時、わが国の手形交換所の歴史が始まりました。

その後、明治、大正、昭和、平成、令和の5つの激動の時代の中で、恐慌、戦争、自然災害など様々な困難を乗り越え、時代や組織が変わっても、大阪手形交換所は、その業務を通じて一貫して手形小切手の円滑な流通と信用秩序の維持に務め、地元経済発展の一翼を担って参りました。

このように大阪手形交換所は、長年に亘って地域の決済インフラとして重要な役割を果たしてきましたが、今般、全国銀行協会の運営する電子交換所が交換決済を開始することに伴い、2022年11月2日の交換決済をもって業務を終了することとなりました。

本資料は、大阪手形交換所が辿ってきた143年の歩みを纏めたものです。同交換所の歴史を理解して頂く一助となれば幸いです。



## I. 大阪手形交換所の歴史

### 1. 日本初の手形交換所

#### (1) 「協議会」の設立

大阪は、古くから天下の台所として栄え、江戸時代には手形取引も活発であったようです。その後、明治維新政府の成立により、一時、大阪経済は沈滞状態に陥りました。もっとも、1877年の西南戦役の際、政府軍への物資補給基地となったことなどから、漸く息を吹き返しました。こうした商業の復興に伴い、手形の流通も再び活発化することになりました。

この間、全国で数多くの国立銀行が誕生しました。これは、1872年に制定された国立銀行条例が1876年の改正で設立が容易になったことなどによるものです。大阪でも、相次いで国立銀行が設立され、1878年末には府内で10行が営業するようになりました。

こうした中、銀行業者が集まって会合を開き、団体として組織的な活動を展開する動きが生じるようになります。最初の集会は、東京で「拓善会」として、第一国立銀行の渋沢栄一頭取により開かれました。また、大阪でも、同氏の提唱により、1878年6月、同業者十数名が集まり、毎月1回の例会（「協議会」）を開くことが決定されました。

この「協議会」が大阪での銀行業者の集会の始まりであり、手形交換所の設立などについても協議されることとなります。

|       |   |
|-------|---|
| 1872年 | 国立銀行条例公布<br>第一国立銀行 設立(東京)<br>第二国立銀行 設立(横浜)<br>第四国立銀行 設立(新潟) |
| 1873年 | 第五国立銀行 設立(大阪)   |

第一国立銀行



#### ▽ 第1回「協議会」参加銀行9行

|            |             |
|------------|-------------|
| 第一国立銀行支店   | (現、みずほ銀行)   |
| 第三国立銀行支店   | (現、みずほ銀行)   |
| 第五国立銀行支店   | (現、三井住友銀行)  |
| 第十三国立銀行支店  | (現、三菱UFJ銀行) |
| 第十七国立銀行支店  | (現、福岡銀行)    |
| 第二十六国立銀行支店 | (現存せず)      |
| 第三十二国立銀行   | (現、三井住友銀行)  |
| 第三十四国立銀行   | (現、三菱UFJ銀行) |
| 三井銀行分店     | (現、三井住友銀行)  |

## (2)「大坂交換所」の誕生

手形交換所の設立に関しては、1879年4月開催の第11回「協議会」で議論が開始されました。ロンドンやニューヨーク交換所の規則を参考にしつつ協議が重ねられ、漸く「大坂交換所規則」が定められました。

一方、「協議会」は、1879年8月、毎月の集会場所を固定するとともに、名称を「銀行苦楽部」に変更しました。また、同年11月には「銀行苦楽部」内に任意組合の「大坂交換所」を設置し、同年12月1日より手形交換を開始しました。

これが日本で最初の手形交換所です。なお、東京の手形交換所は、8年後の1887年に設立されています。

### ▽ 大坂交換所開設当初の加盟銀行 16行

|            |            |
|------------|------------|
| 第十三国立銀行    | 第二十六国立銀行   |
| 第三十二国立銀行   | 第三十四国立銀行   |
| 第四十二国立銀行   | 第五十八国立銀行   |
| 第二百一十一国立銀行 | 第二百二十六国立銀行 |
| 第三百十国立銀行   | 第四百八十八国立銀行 |
| 第一国立銀行支店   | 第三国立銀行支店   |
| 第五国立銀行支店   | 第十七国立銀行支店  |
| 第三十八国立銀行   | 三井銀行分店     |

### ▽ 当時の交換所の運営

- ① 持出し手形・小切手1枚毎に、行名を裏面に記載し、交換添表を添えて交換所に差出す。
- ② 交換所は、これを交換帳に登記し、各銀行の差引計算を行い、その手形・小切手を交換配付する。
- ③ 交換尻決済は、各銀行相互間の差額をそれぞれ小切手の受渡しによって決済する。勝ち銀行は受取った小切手を次回の交換に付すか、直ちに現金取付を行う。

1881年5月、「銀行苦楽部」は「大阪同盟銀行集会所」と改称。



交換所発祥の碑  
大阪市中央区北浜4丁目  
(三井住友銀行大阪本店敷地内)

### 手形交換所の創設時期

|         |          |
|---------|----------|
| 大阪      | 1879年12月 |
| 東京      | 1887年12月 |
| 神戸      | 1897年7月  |
| 京都      | 1898年1月  |
| 横浜      | 1900年2月  |
| 名古屋     | 1902年9月  |
| ロンドン交換所 | 1773年    |
| パリ交換所   | 1872年    |

## 2. 新たな手形交換所

### (1) 「大阪手形交換所」の設立

日本経済は、日清戦争の影響もあって拡大し、これに伴い手形交換高も累増しました。こうした中、交換尻の決済は、当時、小切手振出で行われていたため、銀行間で不便を訴える声が高まってきました。

この点、東京手形交換所では、1891年より、日本銀行当座勘定の振替で決済する方法を採用していました。そこで、大阪でも、日本銀行大阪支店と協議のうえ、東京と同様の新たな手形交換所を立ち上げることとなりました。

具体的には、1896年3月に「大阪手形交換所規則」を定め、従来の「大坂交換所」とは別に、新しく「**大阪手形交換所**」を設立しました。当初は、交換室を日本銀行大阪支店に設け、同年4月1日から交換を開始しました。

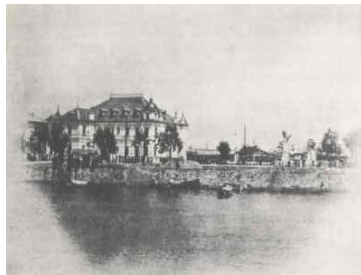
### (2) 「大阪銀行集会所」の設立

旧「大坂交換所」は、「大阪手形交換所」の設立を受け、1896年11月末に廃止となりました。これに伴い、「大坂交換所」の事務を中心業務としていた「大阪同盟銀行集会所」も、1897年9月に解散しました。

他方で、交換業務以外の一般的な銀行業務の問題を協議する機関が必要との声は根強く、同年10月には「**大阪銀行集会所**」が設立されました。

「大阪銀行集会所」は任意組合であったが、土地家屋の所有権を確立するため、1907年8月、財団法人に改組。

#### ▽ 大阪銀行集会所



1904年8月竣工 中之島



1922年2月竣工 中之島1丁目

### 3. 「社団法人 大阪銀行協会」の設立

#### (1) 「銀行協会」の設立

第二次世界大戦の終了後、金融業界でも、再建の動きが始まりました。

1945年9月には、東京と大阪の銀行界首脳の打合会在東京で開催され、金融団体のあり方が検討されました。その結果、従来の銀行集会所と手形交換所を統合した団体として、各地に「銀行協会」を設立し、その連合体として、東京に「全国銀行協会連合会」を設立することが決定されました。

これを受け、同年9月25日、「大阪銀行集会所」を解散するとともに、加盟していた銀行20行を設立者とする「社団法人 大阪銀行協会」が設立されました。

設立者 20行

|     |       |      |
|-----|-------|------|
| 住友  | 三和    | 野村   |
| 帝国  | 三菱    | 日本貯蓄 |
| 台湾  | 横浜正金  | 十八   |
| 大和田 | 朝鮮    | 日本興業 |
| 東海  | 日本勸業  | 神戸   |
| 安田  | 朝鮮殖産  | 滋賀   |
| 北国  | 北海道拓殖 |      |

#### (2) 大阪手形交換所の運営

新たな機能を持つ銀行協会の設立により、手形交換所は「大阪銀行協会」の一事業部門として運営されることになりました。

戦争の影響を最小限に抑えるため、1945年の7月から12月までの間、手形交換業務は日本銀行大阪支店に移管していましたが、同年12月末に同店から業務の移譲を受け、翌1946年1月4日から交換業務を開始しました。

### 4. 大阪手形交換所の発展

#### (1) 準社員銀行制度の創設

大阪手形交換所の参加金融機関は、当初、大阪府内に本店・支店等を有する銀行（社員銀行）に限られていましたが、1948年1月の交換規則改正により準社員銀行制度を創設し、それ以外の金融機関も参加することが可能となりました。

最初に準社員銀行となったのは、農林中央金庫大阪支所（1948年1月）で、その後、商工組合中央金庫大阪支店（1953年4月）が参加。

## (2) 交換参加地域の拡大

交換参加地域は、1947年以降、1963年まで拡張され、1964年に以下のように決定されました。

- ① 大阪手形交換所参加銀行の大阪府内所在の店舗は全て交換決済に参加すること。
- ② 大阪府の近接府県に存在する店舗であっても銀行より申出があり、交換に差し支えないと認められた場合は参加を承認すること。
- ③ 上記①および②の交換参加店名は手形交換参加店舗一覧に記載すること。

大阪手形交換所の交換参加地域

(2022年10月1日現在)

大阪府：全域

兵庫県：伊丹市、川西市、川辺郡猪名川町

## (3) 手形交換事務の機械化

加盟銀行による持帰手形の枚数・金額や交換尻の算出は、長年、手作業で行われていましたが、交換事務の合理化を図る観点から、1986年7月に交換所でのシステムによる一括集計に切り換えられました。

具体的には、交換所がシステムを利用して参加銀行各行の持帰手形や交換尻の計数を算出したうえで、日本銀行への交換尻の振替請求依頼を加盟銀行に代替する形で一括して行うこととしました。

### ▽ 手形交換の様相



## 5. 近年の大阪手形交換所

### (1) 手形交換高と参加金融機関の減少

交換枚数は1973年(7,362万枚)、交換金額は1990年(376兆4,446億円)をピークに減少傾向を辿っており、2021年には交換枚数が505万枚、交換金額は11兆8,972億円まで減少しています。

このような手形交換高減少の要因としては、①企業間の支払方法が、印紙税の節約や管理に係る人件費の削減等を目的に、銀行振込にシフトしたこと、②企業の経理業務のIT化を背景に、EB取引や電子記録債権が普及したこと、③金融機関の統合・合併や手形交換への参加形態の変更(直接交換から代理交換への移行)により、自行内や受託・委託金融機関内での決済に一部移行したことなどが挙げられます。

一方、手形交換参加金融機関も、1989年4月時点で、加盟銀行106行、代理交換委託金融機関207行、合計313行に上っていましたが、2022年4月時点では、加盟銀行63行、代理交換委託金融機関51行、合計114行まで減少しています。

手形交換参加金融機関の減少の背景には、①1990年代の金融危機以降、大手銀行の合併や地方銀行の再編の動きが全国的に活発になったこと、②そうした中で、大阪府所在の地域金融機関でも、合併や事業譲渡による再編を通じて金融機関数が減少したこと、③一部の地方銀行や外国銀行が大阪から支店を撤退したことなどを指摘できます。



## (2) 阪神・淡路大震災発生時の対応

1995年1月17日に「阪神・淡路大震災」が発生した際、大阪手形交換所では手形交換の実施が困難となる惧れが生じました。

発生当日は、所定の手形交換開始時刻(9時10分)を過ぎても、交換所に出席した加盟銀行は、全108行のうち十数行に過ぎない状況であったため、日本銀行大阪支店と協議のうえ、交換開始時刻を11時30分に繰り下げることとしました。

実際には、交換開始は全ての加盟銀行が揃った後の11時35分となり、通常日には9時前後となる交換終了は11時50分まで遅延する事態となりました。しかしながら、当日の交換尻決済は何とか通常時刻の13時に実行されました。

翌営業日の18日においても、交換開始時刻を10時に繰り下げざるを得ない状況が続き、19日に至って、漸く通常の運営に復することができました。

大阪手形交換所の143年間の歴史の中で、手形交換が中止となったのは、第二次世界大戦中の大阪大空襲により大規模な被害が生じた1945年3月14日のみ。

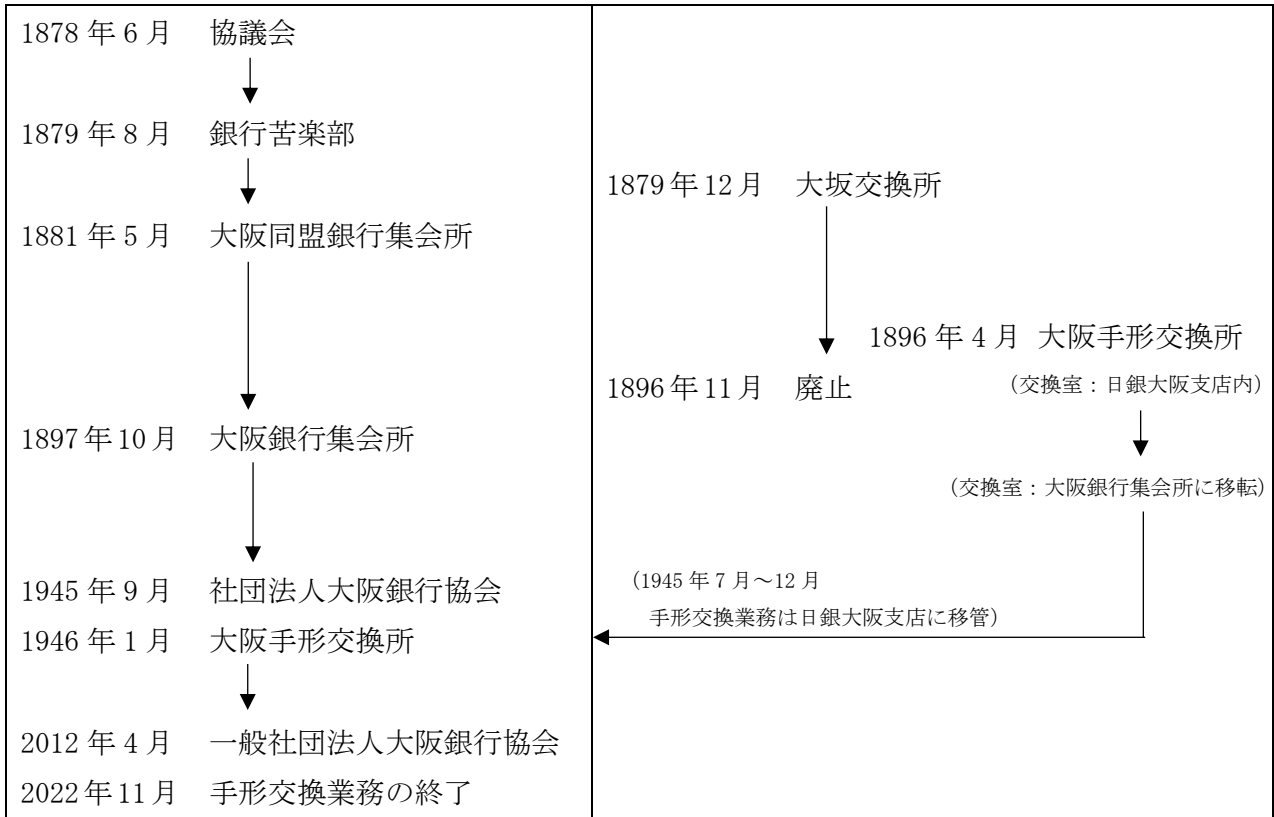
## 6. 大阪手形交換所の業務の終了

国内の各種決済制度の改善が進められる中、手形・小切手に関しても、2017年に電子手形・小切手の移行が明記された「未来投資戦略2017」の閣議決定を契機に、電子化に向けた検討が開始されることになりました。

こうした中、2019年6月、全国銀行協会では、今後の減少が想定される手形・小切手に係る業務処理の効率化を目的に、2022年を目途に電子交換所を設立することを発表しました。さらに、2021年12月には、同交換所の決済開始予定日を2022年11月4日と決定しました。

これに伴い、大阪手形交換所の手形交換業務は、電子交換所の交換決済開始日の前営業日(11月2日)に終了することとなりました。

【沿革】



(参考) 明治時代の手形・小切手

<小切手>



<手形>



## Ⅱ. 統計

### 1. 手形交換高

#### ▽ 創設当初の手形交換高（1879年12月中）

| 種類       | 枚数<br>(枚) | 金額<br>(円) | 1日平均 |         |
|----------|-----------|-----------|------|---------|
|          |           |           | 枚数   | 金額      |
| 為替手形     | 811       | 451,754   | 30   | 16,732  |
| 振出(約束)手形 | 94        | 45,791    | 3    | 1,696   |
| 小切手      | 7,335     | 2,338,346 | 272  | 86,605  |
| 合計       | 8,260     | 2,835,891 | 305  | 105,033 |

#### ▽ 手形交換高の推移

| 年次         | 交換枚数<br>千枚  | 交換金額<br>百万円 | 備考                                  | 全国シェア |       |
|------------|-------------|-------------|-------------------------------------|-------|-------|
|            |             |             |                                     | 枚数(%) | 金額(%) |
| 1880(明治13) | 87          | 37          | 「大阪交換所」開設の翌年                        |       |       |
| 1895(明治28) | 208         | 79          | 「大阪手形交換所」開設の前年                      | 47.2  | 21.5  |
| 1907(明治40) | 2,455       | 1,671       | 組合時代                                | 32.7  | 22.4  |
| 1916(大正5)  | 3,995       | 6,035       |                                     | 29.5  | 29.8  |
| 1926(大正15) | 10,279      | 28,386      |                                     | 26.4  | 31.7  |
| 1935(昭和10) | 10,445      | 22,668      |                                     | 25.4  | 35.4  |
| 1945(昭和20) | 千枚<br>2,335 | 億円<br>434   | 3月14日大空襲(手形交換中止)<br>昭和20年9月大阪銀行協会設立 | 20.3  | 25.0  |
| 1955(昭和30) | 25,766      | 74,946      |                                     | 20.0  | 22.7  |
| 1965(昭和40) | 59,201      | 305,686     |                                     | 19.5  | 20.2  |
| 1975(昭和50) | 68,637      | 1,391,602   |                                     | 16.9  | 18.5  |
| 1985(昭和60) | 66,851      | 2,679,980   |                                     | 16.2  | 10.0  |
| 1995(平成7)  | 48,343      | 2,182,136   |                                     | 15.8  | 11.8  |
| 2005(平成17) | 21,542      | 561,455     |                                     | 14.7  | 10.6  |
| 2015(平成27) | 9,621       | 286,848     |                                     | 15.0  | 9.6   |
| 2020(令和2)  | 5,807       | 132,399     |                                     | 14.2  | 9.9   |
| 2021(令和3)  | 5,048       | 118,972     |                                     | 14.1  | 9.7   |

#### ▽ 取引停止処分数の推移

| 年次         | 取引停止処分数(件) |       |       |
|------------|------------|-------|-------|
|            |            | 法人    | 個人    |
| 1985(昭和60) | 4,275      | 1,594 | 2,681 |
| 1995(平成7)  | 2,042      | 1,253 | 789   |
| 2005(平成17) | 960        | 741   | 219   |
| 2015(平成27) | 184        | 163   | 21    |
| 2020(令和2)  | 67         | 59    | 8     |
| 2021(令和3)  | 29         | 26    | 3     |

## 2. 交換手形の種類

交換に持出される証券は、交換所設立当初、小切手が約 9 割を占めていましたが、近年は、小切手が 5 割、手形が 3 割、その他（定額小為替証書、株式配当金領収証等）が 2 割と大きく変化しました。

### ▽ 種類別の交換手形高（2022 年 3 月中）

|     | 枚 数 |       | 金 額    |       |
|-----|-----|-------|--------|-------|
|     | 千枚  | 構成比%  | 億円     | 構成比%  |
| 小切手 | 211 | 52.6  | 6,071  | 57.3  |
| 手 形 | 114 | 28.5  | 2,612  | 24.7  |
| その他 | 76  | 18.9  | 1,902  | 18.0  |
| 合 計 | 400 | 100.0 | 10,585 | 100.0 |

## 3. 手形交換参加金融機関

手形交換の参加金融機関は、交換所に自行の職員を派遣し手形交換に参加する金融機関（加盟銀行）と、交換所に職員を派遣せず、自行分の事務処理を加盟銀行に委託する金融機関（代理交換委託金融機関）に分かれます。

2022 年 4 月 1 日現在の加盟銀行は 63 行（うち社員銀行 52 行、準社員銀行 10 行、客員<日銀>1 行）、代理交換委託金融機関は 51 行（社員銀行 5 行、信用金庫 7 金庫、信用組合 11 組合、農協等その他銀行 28 金融機関）。

### ▽ 手形交換参加金融機関の推移

|            | 加盟銀行 | 代理交換 | 合計  | 店舗    |
|------------|------|------|-----|-------|
| 1989(平成元)  | 106  | 207  | 313 | 2,499 |
| 1993(平成 5) | 104  | 172  | 276 | 2,683 |
| 1998(平成10) | 103  | 116  | 219 | 2,501 |
| 2003(平成15) | 80   | 62   | 142 | 1,895 |
| 2008(平成20) | 69   | 60   | 129 | 1,702 |
| 2013(平成25) | 67   | 58   | 125 | 1,699 |
| 2018(平成30) | 65   | 54   | 119 | 1,657 |
| 2022(令和 4) | 63   | 51   | 114 | 1,641 |

(注) 各年とも 4 月 1 日時点。

以 上